

1. 保健室でのけがの処置について

- ① 処置がすんだら、経過観察や病院受診が必要だと思われる頭部や顔面（歯・目・鼻・耳口など）の打撲やひどい傷の場合、記録用紙に記入して担任に報告します。
- ② けがをして、医療機関の治療が必要と思われる時には、原則としてお家の方に連絡を取り受診をお願いします。緊急の場合は、救急車を呼びます。
- ③ 学校でのけがで医療機関を受診した場合は、速やかにけがの経過を担任や養護教諭に知らせて下さい。

学校での事故など（登下校中も含む）について、治療費が給付される制度があります。学校から書類を渡しますので、必要な場合はお声かけください。

（医療機関へ渡す書類と保護者記入の書類があります。）

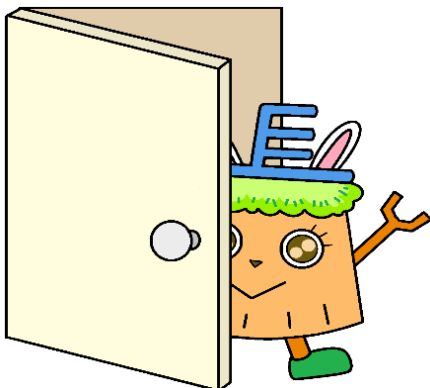
＊唐津市では、学校の事故で受診した場合は災害給付制度の利用を推奨しています。一旦、3割負担で支払いしていただき、申請後に4割分の給付金がおりるシステムになっています。※「子ども医療費助成制度」（1回500円）とは制度が違います

2. 保健室での休養について

- ① 全身状態を観察の上、原則として1～2時間で回復の見込みがない場合、発熱がない場合でも、担任と相談し保護者に連絡をとり迎えに来てもらうことがあります。
- ② 内服薬は置いていません。薬の預かりはしていませんが、必要な場合はご相談ください。

3. 着替えの貸し出しについて

- ① 洋服やズボン、スカートなどを汚した場合は、体操服に着替えさせるようにしています。汚れがひどい、体操服をもっていないなどの場合は、洋服を保健室から貸し出しています。洗濯してから、保健室に戻してください。
- ② 下着（パンツ）を汚した時は、保健室から新しい下着を渡します。新品の下着を購入の上返却して下さい。



保健室は医療機関ではありません。応急処置のみで、継続した治療（湿布・絆創膏の付け替えなど）や薬の投与はできません。

症状によっては、様子を見るだけのときもあります。担任より連絡があった場合は、ご家庭でもお子さんの様子をみてください。